

地方自治法の一部を改正する法律案要綱

## 地方自治法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 地方公共団体の内部組織に関する事項

一 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。〔第二百五十八条第一項関係〕

二 普通地方公共団体の長は、内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないものとする。〔第二百五十八条第二項関係〕

三 普通地方公共団体の長は、一の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあっては総務大臣、市町村にあっては都道府県知事に届け出なければならないものとする。〔第二百五十八条第三項関係〕

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第二 公の施設の管理に関する事項

一 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができるものとする。（第二百四十四条の二第三項関係）

二 指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないものとするとともに、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないものとする。（第二百四十四条第二項及び第三項関係）

三 一の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。（第二百四十四条の二第四項関係）

四 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。（第二百四十四条の二第五項関係）

五 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならぬものとする。（第二百四十四条の二第六項関係）

六 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該

公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならないものとする。〔第二百四十四条の二第七項関係〕

七 普通地方公共団体は、指定管理者が第二百四十四条の二第十項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができるとする。〔第二百四十四条の二第十一項関係〕

八 その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。〔改正法附則第一条関係〕

二 この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき管理を委託している公の施設については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に改正後の地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、

当該指定の日）までの間は、なお従前の例によるものとすること。（改正法附則第二条関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。